

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	山陽小野田市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/2/mynumber.html

執行機関名 山陽小野田市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの(教育委員会分)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1の11の項 多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	山陽小野田市教育委員会多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則(平成27年山陽小野田市教育委員会規則第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、対象園児が私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて設置された幼稚園で私立の幼稚園をいう。以下同じ。)へ入所した場合において、私立幼稚園の設置者が保護者から徴収する保育料を減免するときに、保育料の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		山陽小野田市教育委員会多子世帯応援保育料等軽減事業実施規則(平成27年山陽小野田市教育委員会規則第11号)